

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 福島県選挙管理委員会

- 福島海区漁業調整委員会委員一般選挙を行う件  
○福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を取り扱う場所を定めた件  
○福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の日時及び場所を定めた件

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第三十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定により、福島海区漁業調整委員会委員の任期満了による一般選挙を次のとおり行う。  
平成二十四年七月二十四日

#### 福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

選挙期日 平成二十四年八月二日

選挙すべき委員の数 九人

#### 福島県選挙管理委員会告示第三十九号

平成二十四年八月二日執行の福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。  
平成二十四年七月二十四日

#### 福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

選挙長の事務を取り扱う場所

南相馬市原町区錦町一丁目三十番地  
福島県相双地方振興局企画商工部

ただし、立候補届出を受理する場所は、福島県南相馬合同庁舎（南相馬市原町区錦町

一丁目三十番地）南庁舎四〇一会議室とする。

#### 福島県選挙管理委員会告示第四十号

平成二十四年八月二日執行の福島海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。  
平成二十四年七月二十四日

#### 福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 日時 平成二十四年八月三日午後二時三十分

二 場所 南相馬市原町区錦町一丁目三十番地  
福島県南相馬合同庁舎南庁舎四〇二会議室